

とい稱し、くもや、を代の事、川祖將
川館の下に注し、あつち平記よそ者を蜀人朝日氏と
をよる所をる王といふ

一府二城

三代実録二十九卷元應五年三月廿六日
先是出羽国言太政官去年六月十六日下
国府、俾彼国解、俾兵士鎮兵惣一千六百五
十人、鎮兵六百五十人、每人充日糧一升六
合、或二城兵士一千人、充日糧八合、分結六
番、直於国府、而承前国史、以健兒爲戎兵士
鎮兵、无置一人、仍令諸郡進勇敢者、但鎮兵

字一五

者、舊有長上之新、无煩調練兵士千人、給長
上之糧、一府二城、以備非常、請三箇年將蒙
許聽、モラ勅聽、二箇年而今年十二月滿限、始
自明年復舊、望請重被許、二箇年、ナ勅聽、一
年云々

考、に結、雄勝城は二百人、秋田城は二百
五十人とあり、合、さるる拾人なり、延喜式二
十八條、之の条は出羽に、さるる五十人とあり
そ、教実録と同一、二城といは、酒田大槌とあり
の事と見へ、一城はさるる人宛あり